平成２１年（フ）第６５３号
神戸市兵庫区駅南通５丁目２番７―1909号、開始決定時の住所神戸市須磨区関守町２丁目２番41号
破産者　田村　一郎
1　決定年月日　平成22年10月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２５号
兵庫県西宮市甲子園七番町22番36―202号、開始決定時の住所兵庫県三田市けやき台６丁目34番地３
破産者　松本　　晋
1　決定年月日　平成22年10月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７９８号
神戸市中央区山本通４丁目26番30号
破産者　笹野　龍彦
1　決定年月日　平成22年10月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９６１号
熊本市岡田町２番８号
破産者　本山　　優
1　決定年月日　平成22年10月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１５８４号
横浜市戸塚区前田町67番地３　前田町市街地住宅406号
破産者　杉浦　大介
1　決定年月日　平成22年10月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３０２号
静岡県浜松市東区下石田町1469番地の１、前住所静岡県浜松市中区新津町50番地の５
破産者　神谷　好子
1　決定年月日　平成22年10月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２０年（フ）第６７３号
熊本市弓削町643番地１　サンガーデン弓削A101号
破産者　上田　浩善
1　決定年月日　平成22年10月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２２年（フ）第１１９号
東京都葛飾区東立石４丁目27番３―409号　ウインベルソロ立石第７、破産申立時の住所埼玉県春日部市粕壁３丁目２番２号　ワコーレ春日部Ⅲ302号室
破産者　平野　茂樹
1　破産債権の届出期間　平成22年11月12日まで
2　一般調査期日　平成22年12月10日午前10時30分
平成22年10月15日
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第１０５９号
大阪府東大阪市渋川町１丁目８番21号
破産者　しぶかわ薬局こと　高山　忠男
1　破産債権の届出期間　平成22年11月19日まで
2　一般調査期日　平成22年12月13日午後３時30分
平成22年10月19日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５３号
愛媛県松山市来住町1076番地２
破産者　株式会社岡本組
1　破産債権の届出期間　平成22年11月19日まで
2　一般調査期日　平成22年12月16日午後２時20分
平成22年10月20日　　松山地方裁判所

平成２２年（フ）第１７９号
長崎県西海市崎戸町本郷968番地
破産者　中村　正克
1　破産債権の届出期間　平成22年11月19日まで
2　一般調査期日　平成22年12月17日午前10時15分
平成22年10月15日
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第９５号
鳥取県倉吉市下米積1172番地４
破産者　前田　雄大
1　破産債権の届出期間　平成22年11月26日まで
2　一般調査期日　平成23年１月26日午前10時
平成22年10月20日　鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第５６号
長崎県佐世保市原分町452番地
破産者　長嶋　　新
1　破産債権の届出期間　平成22年11月30日まで
2　一般調査期日　平成23年１月21日午後１時30分
平成22年10月15日
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２１年（フ）第６８１号
熊本県球磨郡あさぎり町免田東4229番地の１
破産者　合資会社白石自動車整備工場
異議申述期間　平成22年12月10日まで
平成22年10月20日
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第２７２号
熊本市西原３丁目２番３―55号
破産者　宮崎　章典
異議申述期間　平成22年12月10日まで
平成22年10月20日
熊本地方裁判所民事第１部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第２１０号
山梨県上野原市川合3493番地
破産者　萩原　公夫
免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
平成22年10月19日
甲府地方裁判所民事部破産係

特別清算終結

平成２２年（ヒ）第１００１号
岩手県紫波郡紫波町赤沢字女牛42番地３
清算株式会社　白竜石灰化工株式会社
1　決定年月日　平成22年10月18日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２０年（ヒ）第２１３４号
東京都渋谷区円山町23番２号
清算株式会社　株式会社エスティアール技研
1　決定年月日　平成22年10月18日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

更生手続終結

昭和６１年（ミ）第１号
山形県西置賜郡小国町大字杉沢25番地１
更生会社　小国運輸機工株式会社
1　主文　本件更生手続を終結する。
2　理由の要旨　本件会社は、昭和63年４月30日更生計画を認可され、その計画が遂行された。
平成22年10月15日　山形地方裁判所米沢支部

再生手続開始

平成２２年（再）第５号
仙台市宮城野区榴岡２丁目２番11号
再生債務者　オデッサ・テクノス株式会社
1　決定年月日時　平成22年10月19日午前10時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年11月18日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成23年１月４日から平成23年１月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部